

## 第4回悪質ホストクラブ対策検討会

### 1 日時

令和6年12月4日（水）午前9時30分から午前11時30分まで

### 2 場所

合同庁舎2号館第17会議室

### 3 有識者委員

伊藤 素近	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会専務理事
大島 義則	弁護士・専修大学法科大学院教授
大村 恵実	弁護士
北川 佳世子	早稲田大学大学院法務研究科教授
山田 洋	一橋大学名誉教授

### 4 警察庁出席者

檜垣 重臣	生活安全局長
大濱 健志	長官官房審議官（生活安全局担当）
永山 貴大	生活安全局保安課長

### 5 関係省庁

内閣府男女共同参画局総務課  
消費者庁消費者制度課  
法務省大臣官房司法法制部  
法務省刑事局  
国税庁課税部個人課税課  
文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
厚生労働省社会・援護局総務課  
厚生労働省職業安定局需給調整事業課  
厚生労働省労働基準局監督課

### 6 議事概要

#### (1) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

#### (2) 自由討議

主として、悪質な営業を営む者への制裁やその排除の在り方、及び第1回から第3回の議論をまとめた部分の報告書案について議論がなされた。有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

#### ア 悪質な営業を営む者への制裁やその排除の在り方

○ 現行の風営適正化法第49条で規定されている200万円以下の罰金というのは、

ホストクラブの一晚の売上げにもならないような金額であり、何の威嚇力もなく、何の抑止力にもならないため、法定刑の引上げの検討が必要である。

- 違反行為が長期間にわたり継続されることで、高い利益を上げているという悪質性の高い事例もあることから、このような事例を抑止するという観点からも法定刑を見直す必要がある。
- 法定刑の引上げの立法例としては、両罰規定における法人の罰金刑が数十万から1億円に引き上げられた個人情報保護法の例があり、参考になるのではないかと。
- 悪質ホストクラブに対し、200万円以下の罰金は余りに低い。ただし、罰則自体は、「〇〇円以下」という規定ではあるものの、ホストクラブ以外の個人経営の小規模な店舗にも適用され得ることには留意が必要である。
- 現行の組織的犯罪処罰法において、風営適正化法上の罪は無許可営業のみが犯罪収益の前提犯罪となっている。その他の風営適正化法第49条に違反する一定の行為についても、前提犯罪に該当するよう、法定刑を引き上げる必要性がないか、風俗営業の適正化に及ぼす影響の大きさ等を加味して、検討する必要がある。
- 法人重科については経済事犯でも多くの例があるが、違法行為が大規模かつ組織的に行われ、その行為に悪質性があること、莫大な利益の取得、多数の被害者の発生が考慮される。悪質ホストクラブにおいても、このような状況が伺われることから、個人と切り離して、法人をより重く処罰する必要があるのではないかと。
- 個人事業主についても風営適正化法上の「従業者」として両罰規定の対象となるのかどうか解釈を明確にすべき。
- 例えば、税理士法に、許可証返納後においても許可の取消相当であれば、行政処分の対象になり得るとの規定があり、参考となるのではないかと。
- 営業所への立入り後、すぐに廃業された場合、更なる立入り等の行政調査を行うことができず、ひいては行政処分の是非を判定することが困難になるといった問題がある。国家公務員法の懲戒規定が離職制限を設けているのも参考となるのではないかと。
- 様々な立法例があることから、風営適正化法に適した規定を検討する必要がある。
- グループ営業等による許可取消処分逃れについて、海上運送法や警備業法にあるような、出資や経営を通じて事業を実質的に支配する者が許可取消処分を受け

た場合についての欠格要件を設けることで解決できるのではないか。

- ホストクラブの実情として、出資の記録を登記に載るような形で残すことは少ないため、ホストクラブの事業を実質的に支配する者を書面のみから把握するのは困難な場合があると思うが、その他の対外的に公表された情報等を参照して案外容易に事実認定を行うことができる場合もあると思う。
- 暴力団関係者の排除については、風俗営業の許可申請時に、暴力団との関わりがないことを誓約する書類の作成・添付を義務付けるといった方法も考えられる。

## イ 報告書案について

- 風営適正化法の規制の考え方として、「被害者の性別にかかわらず、悪質な行為を規制することが適当である。」という記載をするのは賛成である。他方で、悪質ホストクラブ問題の特殊性は、女性に対する経済的な損害にとどまらず、性的自由の侵害という人身取引の性質を有し、精神的、身体的に継続的な侵害、深刻な被害を及ぼすという点であることから、総論で明確にしてはどうか。
- 悪質ホストクラブ特有の行為というのは、ほぼ女性客が対象であるが、他の業態であってもおよそ認められないのものとして規制をかけるべきであるという意味で、「被害者の性別にかかわらず、悪質な行為を規制することが適当である」という記載をすべき。
- 女性客に対する悪質ホストクラブでの行為の規制に触れた上で、それについては悪質な行為なので当然性別にかかわらず規制するという流れで記載した方がよいのではないか。

以 上